

## 東日本大震災により延長された法人事業税等の申告・納付等の期限について ～ 埼玉県からのお知らせ ～

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に主たる事務所等を有する法人については、平成23年3月11日以降に到来する法人事業税・地方法人特別税・法人県民税の申告・納付等の期限を延長していましたが、一部地域を除き以下のとおり指定しました。

### 1 福島県の下記の地域に主たる事務所等を有する法人

平成23年3月11日以降に到来する申告・納付等の期限

➡ **引き続き延長**

期限は被災状況を考慮した上で別途告示する予定です。

	地域
福島県	田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

### 2 宮城県の下記の地域に主たる事務所等を有する法人

平成23年3月11日から平成24年4月1日までに到来する申告・納付等の期限

➡ **平成24年4月2日**（平成24年2月17日埼玉県告示第155号）

	地域
宮城県	石巻市、東松島市、女川町

※なお、今般の地震の影響により平成24年4月2日までに申告等の手続が困難な場合、個別に期限の延長が認められますのでご相談ください。

### 3 岩手県と宮城県の下記の地域に主たる事務所等を有する法人

平成23年3月11日から平成23年12月14日までに到来する申告・納付等の期限

➡ **平成23年12月15日**（平成23年11月1日埼玉県告示第1287号）

	地域
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町
宮城県	気仙沼市、多賀城市、南三陸町

※なお、今般の地震の影響により平成23年12月15日までに申告等の手続が困難な場合、個別に期限の延長が認められますのでご相談ください。

### 4 岩手県、宮城県、福島県の下記の地域に主たる事務所等を有する法人

平成23年3月11日から同年9月29日までに到来する申告・納付等の期限

➡ **平成23年9月30日**（平成23年9月9日埼玉県告示第1051号）

	地域
岩手県	盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町
宮城県	仙台市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町

<b>福島県</b>	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、桧枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、新地町
------------	---

※なお、今般の地震の影響により平成23年9月30日までに申告等の手続が困難な場合、個別に期限の延長が認められますのでご相談ください。

## 5 青森県、茨城県に主たる事務所等を有する法人

平成23年3月11日から同年7月28日までに到来する申告・納付等の期限

➡ **平成23年7月29日**（平成23年6月21日埼玉県告示第754号）

※なお、今般の地震の影響により平成23年7月29日までに申告等の手続が困難な場合、個別に期限の延長が認められますのでご相談ください。

## 6 上記以外の法人で震災等の影響により期限までに申告等を行うことが困難な場合

平成23年3月11日以降に申告・納付等の期限が到来する法人事業税・地方法人特別税・法人県民税について、以下のとおり期限の延長制度があります。

### (1) 法人県民税

法人税の申告期限と一致するため、税務署で延長申請が認められた場合は延長されます。

### (2) 法人事業税・地方法人特別税

次のどちらかによる延長申請ができます。どちらを選択するかは法人の任意ですが、法人税で国税通則法に基づく申請を行っている場合にはアによる申請、法人税法に基づく申請を行っている場合にはイによる申請を行ってください。

法人税に準じて取扱いますので、税務署に提出した申請書の控の写しを添付してください。

#### ア 埼玉県税条例第17条第2項に基づく災害等による申告期限等の延長

＜申請様式＞別記様式第8号（埼玉県税条例施行規則）

＜提出先＞ 所管の県税事務所

＜提出期限＞延長申請理由のやんだ日から2月以内※

＜適用＞ すべての申告・申請・届出

（注）埼玉県以外に事務所等を有する場合は、各都道府県の条例により申請が必要です。

#### イ 地方税法第72条の25第2項に基づく災害等による申告期限の延長

＜申請様式＞第十三号様式（地方税法施行規則）

＜提出先＞ 主たる事務所等が所在する都道府県に申請

＜提出期限＞事業年度終了の日から45日以内※

＜適用＞ 確定申告

（注）埼玉県以外に主たる事務所等がある法人については、主たる事務所等が所在する都道府県で延長申請の承認を受けた場合は、埼玉県への申請は不要です。

※ 法人税の取扱いと同様に申告等とあわせて申請書を提出することもできます。

詳しい取扱いは、所管の県税事務所へお問い合わせください。